

令和6年第4回定例会委員意見概要及び提言の方向性について

前回（12月9日）の特別委員会において、重点調査項目に関して出された各委員の意見概要は以下のとおりであり、これらの意見を総合し、委員会としての提言の方向性をまとめた。

重点調査項目3 介護予防の推進について
高齢者の健康づくり及び社会参加の機会創出について

意見概要		提言の方向性	
①	介護予防・フレイル予防においては、自身の生活機能の低下を把握し、早期から日常的な予防に取り組めるように支援すべき。（実正委員）	1	【今後を見据えた高齢者施策の在り方】 高齢者が元気に住み慣れたまちに住み続けるためには、生活機能を自覚し、自ら日常的に介護予防・フレイル予防に努めることが重要である。また、早期からのアプローチにより、年を重ねても、介護予防事業等に参加しやすい環境を整備することが求められる。加えて、現在進行中のまちづくりにおいては、予防医療の視点を取り入れ、健康維持に関する様々な相談に対応できる仕組みを検討すべきである。
②	認知症予防においては、早期からのアプローチにより、行政とのつながりを作ることで、年を重ねた際に各事業へ参加しやすい環境を作っておくことが重要である。（大森委員）		
③	区内で計画されている大規模再開発等のまちづくりにおいては、予防医療の視点を取り入れ、健康に関する相談や助言を受けることができる窓口を設置すべき。（一島委員）		
④	住み慣れた地域で長く元気に暮らし続けるためには、地域の自主性・主体性に基づいた取組や活動への支援が求められる。（一島委員）	2	【地域の自主性・主体性に基づいた取組の強化】 高齢者の健康づくり及び社会参加の機会創出には、地域の自主性・主体性に基づいた取組と活動の支援が重要であり、多様な住民主体による通いの場の展開が求められる。また、通いの場等に定期的に通っていた方で、顔を出さなくなった方がいた場合には、運営側と行政が連携を図り、コンタクトを取るなど、安否確認を含めて見守る機運を高めるべきである。
⑤	多様な住民主体の通いの場が展開されるように施策の充実を図るべき。（井上委員）		
⑥	ふれあい館に定期的に通われていた方が、来なくなった場合には、運営側からコンタクトを取るなどのシステムを確立することで、何かがあった場合の気づきにつなげるべき。（五十嵐委員）		
⑦	健康無関心層については、生活機能のチェック機会の拡充やプッシュ型の周知に加え、気軽に予防に取り組める機会の創出が求められる。（実正委員）	3	【健康無関心層等へのアプローチ手法の確立】 健康無関心層や既存のサロン等に参加していない方に対しては、生活機能のチェック機会の拡充や日常的な見守りが求められる。また、周知においては、区がめざす全体像を明確にし、高齢者の集う喫茶店等にチラシを配架するなど、プッシュ型の周知が効果的である。併せて、他自治体の取組も参考に多角的なアプローチ手法を検討すべきである。
⑧	既存のサロンや通いの場に参加していない高齢者へのアプローチ手法を検討すべき。（井上委員）		
⑨	健康づくりや社会参加の意欲の低い方に対しては、日常的な見守り等に加え、各事業の周知も強化すべき。（一島委員）		
⑩	高齢者の健康づくり及び社会参加に向けては、区が目指す全体像を明らかにし、周知を強化することが重要である。（さかまき委員）		
⑪	健康づくりや社会参加の意欲の低い方に対しては、まちの喫茶店等の高齢者の集いの場となっている場所へチラシを配架し、複数人で参加してみようと思える環境づくりが重要である。（大森委員）		
⑫	高齢者の健康維持に向けては、社会参加をしていない方も含めた、面的なアプローチ手法を他自治体の取組も参考に検討を進めるべき。（いわい委員）		

意見概要		提言の方向性	
⑬	高齢者が社会参加を継続するためには、移動支援を充実すべき。（五十嵐委員・井上委員）	4	【社会参加の継続及び機会創出に向けた取組】 高齢者の社会参加の継続及び機会創出に向けては、移動支援に関する施策の研究のほか、住民主体の通いの場や子ども食堂等の子どもが関わる事業に対し、高齢者ボランティア等の派遣先を拡充していくことが重要である。加えて、就業支援においては、セミナーへの参加から採用につなげていくフローを検討すべきである。
⑭	高齢者のボランティア派遣については、福祉施設に限定せず住民主体の通いの場や子ども食堂等へ範囲を拡充することで、協議体や地域づくりの推進につなげるべき。（井上委員）		
⑮	高齢者の社会参加においては、子どもが関わる事業への参加意欲が高い傾向があるため、子ども関連の事業に対するシルバー人材の派遣先拡充を行うべき。（大森委員）		
⑯	高齢者の就業支援においては、セミナーへの参加の機会から具体的な求人情報につなげていけるようなフローを検討すべき。（実正委員）		
⑰	高齢者の健康づくり及び社会参加に向けては、所管同士が組織横断的に連携し、各事業の効果検証等を進めることで、将来の行政需要を把握し、必要な行政サービスの提供を計画的に行うべき。（中村委員・さかまき委員）	5	【既存事業の見直し・強化】 高齢者施策における既存事業については、必要な行政サービスの計画的な遂行や利用機会の公平性を図るために、効果検証や運営面の見直しを行う必要がある。併せて、組織横断的な連携を強化することで、事業内容の充実を図り、各種制度の狭間を埋めることが重要である。また、地域支え合い推進員として配置されている生活支援コーディネーターについては、協議体の中で明確な役割があることを周知するとともに、新しい担い手の発掘に向けて機運を高めるべきである。
⑱	高齢者が集う施設については、利用機会の公平性を図る必要があるため、抽選方法の工夫を行うなど、運営面の見直しによる事業の推進を組織横断的に対応すべきである。（中村委員）		
⑲	定年退職をした方がふれあい館を活用できるように、さらなる事業内容の充実を図るべき。（五十嵐委員）		
⑳	高齢者の健康維持に向けては、各事業間で連携し隙間を無くすことが重要であり、その仕組みづくりに向けた研究を進めるべき。（いわい委員）		
㉑	生活支援コーディネーターについては、明確な役割を協議体の中で広く周知し、コーディネーターの養成につなげるべき。（井上委員）		